

第42回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成25年9月6日（金） 13時00分～13時41分

場 所 広島大学病院外来診療棟大会議室

出席者 学外委員：有本，大南，小笠原，北島，郷，佃の各委員
学内委員：浅原，坂越，吉田，岡本，茶山，平野の各委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，富永副学長，平川副学長，西口監事，間田監事，
棚橋学長特命補佐，橋爪学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，飛田副理事，松浦副理事，
野呂瀬副理事，西嶋副理事，青山副理事，山根副理事，東田副理事，山脇副理事，
中島副理事，渡邊副理事，小谷副理事，羽田副理事，高橋副理事，三井副理事，
甲斐副図書館長，河村学長室長，
寺本法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，菅井歯学部長，杉山薬学部長（代理），
吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，西村社会科学研究科長，
谷口理学研究科長，高島先端物質科学研究科長，杉本工学研究院長，
小林医歯薬保健学研究院長，梯医歯薬保健学研究院副研究院長，木下法務研究科長，
稲葉原爆放射線医科学研究所長，植松評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（開会）

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

（議事1）

● 就業規則の改正について

（浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙1）

◇ 平成25年度の人事制度の主な改正点は，①国家公務員退職手当法の改正への対応（平成25年11月1日施行），②国立大学協会の申合せによる異動幹部職員の定年後の再雇用への対応（平成25年10月1日施行），③国家公務員の給与法の改正への対応（平成26年1月1日施行），④研究大学強化促進事業による人事給与システムの見直し（平成25年10月1日施行），⑤広島県の最低賃金の改定への対応（平成25年10月1日施行），の5点である。

以上の改正に伴い，次の規則の改正又は廃止について提案するもの。

（改正）

- ・ 広島大学職員就業規則
- ・ 広島大学船員就業規則
- ・ 広島大学再雇用職員就業規則
- ・ 広島大学職員の早期退職に関する規則
- ・ 広島大学職員給与規則
- ・ 広島大学職員退職手当規則
- ・ 広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則
- ・ 広島大学事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則

（廃止）

- ・ 広島大学職員の退職勧奨に関する規則

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

なお，次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 早期退職制度導入の目的について
- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）の給与制度について

（報告 1）

● 平成26年度概算要求について

（平野理事（財務・総務担当）報告，資料1）

- ◇ 文部科学省から財務省へ要求された本学分の平成26年度運営費交付金概算要求額は、257.1億円（対前年度10.4億円増）であり、増減の主な要因としては、①大学改革促進係数による削減（2.5億円減）、②給与改定臨時特例法に基づく給与削減相当額の戻し分（15.7億円増）、③特別経費の要求（1.4億円減）、④特殊要因経費（建物新営設備費，移転費，PCB廃棄物処理費等）（0.9億円減）がある旨報告があった。また、概算要求については、平成25年8月8日に閣議決定された「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を踏まえて、今後、国の予算編成過程において検討され、例年であれば、年末には政府予算案として内示される予定である旨報告があった。

さらに、本学から文部科学省へ提出した平成26年度概算要求事項（特別経費（26件）、施設整備補助金等（16件））のうち、特別経費（15件）、施設整備補助金等（4件）が9月2日に財務省へ提出された旨報告があった。

なお、次の事項について意見があった。

- ・ 東千田総合研究棟の供用開始前の準備の必要性について

（報告 2）

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

（浅原学長報告，資料2）

- ◇ 広島大学経営協議会（第11回～第41回）において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

なお、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ TOEIC の卒業要件化について
- ・ 卒業時における外国語運用能力の目標値の設定について
- ・ 研究シーズのデータベース構築について
- ・ 異なる分野の研究者の交流促進について
- ・ 研究成果の学外への発信について

以 上